資料２

プラン重点施策に係る取組の進捗状況

目　次

① 発生抑制の推進

② 資源循環の強化

③ 生ごみ（食品廃棄物）対策

④ プラスチック・衣類対策

⑤ 観光ごみ対策

⑥ 適正処理の確保のためのごみ処理体制の維持・更新
（リチウムイオン電池対策、長寿社会の進展への対応）

重点施策①　発生抑制の推進

循環型社会に向けて優先して取り組むべき発生抑制は、脱炭素化の観点からも重要であるため、市民・事業者・行政等の各主体による、食品ロスや使い捨てプラスチックをはじめとした、ごみの発生抑制のための施策を推進

【重点施策】

①－１　市民・事業者への具体的行動の提示・実践　［★］

①－２　次世代へのしまつのこころの継承

①－３　「しまつのこころ条例」の点検

（次の生ごみやプラスチックの品目別の発生抑制施策は重点施策③、④を参照）

③－１　食品ロスの削減

④－１　プラスチック対策への機運醸成

④－２　使い捨てプラスチックの削減

④－４　衣類ごみの発生抑制

市民・事業者への具体的行動の提示・実践

市民・事業者への具体的行動の提示・実践

■ 事業者の皆様に実践いただきたい取組を業種ごとにまとめた、ごみ減量・資源循環のための指針に加えて、市民の皆様に実践いただきたい発生抑制や再生可能資源を原料とした商品の選択等の具体的な行動についてもとりまとめ、提示していく。

「事業者向け「ごみ減量＆資源循環のための指針・事例集」の活用」

事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの一層の促進に向け、事業者の食品ロス削減やプラスチックごみ対策などについて、更なる取組を促す指針を令和8年2月に策定。事業者報告書制度との連動の仕組みを導入



◆ **実績（令和7年度）**

冊子を事業者に配布するとともに、事業者向け説明会を開催し、指針の内容や優良事例、指針と連動させた報告書制度の改正内容について周知を図った。

- 冊子配布数　：　約3,100部
- 説明会参加事業者数　：　延べ411事業所（者）

◆ **今後の方向性**

指針を活用し、各事業所の廃棄物管理者向けの研修会などの機会を捉えて内容を紹介するなど、引き続き、周知に取り組んでいく。また、事業者報告書制度の集計結果の概況の公表や各事業者へのフィードバック等を通じて、事業者の主体的なごみ減量・資源循環の取組を促進

市民・事業者への具体的行動の提示・実践

「資源循環型ライフスタイルへの転換に向けた指針策定・普及促進」

市民に対して「資源循環型ライフスタイルへの転換」に向けた消費行動の指針を策定
プラスチック類の分別基準の明確化や循環の見える化も
含めて周知・啓発することで、市民の生活スタイルの変容※
を促し、家庭から排出されるごみの削減及び資源循環の
徹底を図る。

※　適量購入、はだか売り・量り売り商品の選択、マイボトル日常利用 など



◆ **今後の方向性**

指針に定めた行動を実践いただけるよう、本市ホームページ
や市民しんぶんで周知を行うとともに、小売店や飲食店等に
ポップを設置し、普及に努める予定



生ごみやプラスチック・衣類の品目別の発生抑制策

■食品ロスの削減

詳細はP16、17、24～26、28を参照

「フードテックアプリの登録店舗の拡大」

令和7年8月にフードシェアリングアプリ「TABETE」を運営している㈱コークッキングと連携協定を締結し、市内の事業者向けキャンペーン（初期費用無料キャンペーン（10～11月））の実施によりTABETEの導入を促進

「環境月間に合わせたフードドライブ（余剰食品の回収・寄付）実施」

「環境月間」である6月の1か月間、明治安田生命保険相互会社と連携し、市民向け及び取組賛同事業所における従業員向けフードドライブを実施

■プラスチック対策への機運醸成、使い捨てプラスチックの削減

「小売店等におけるプラスチックごみ発生抑制モデル事業」

資源の供給不安や循環経済への移行などから、プラスチック削減の重要性が高まっている中、消費者が商品購入の際にプラスチック製容器包装の少ない商品を選択できる環境を整える。

「家庭ごみ有料指定袋をレジ袋として販売する実証実験の実施」

マイバッグがない時のレジ袋削減の新たな選択肢として指定袋を1枚単位で試験的に販売

「給水スポットの設置拡大」

様々な施設に給水機を設置する協定を民間事業者と締結し、給水スポットの拡大に努めている。

■衣類ごみの発生抑制

「古着の選別・リユース可能性調査」

地域内における使用済衣類の循環モデルの構築を目指し、企業や学生主体の団体との連携の下、京都市が回収した使用済衣類を活用し、リユースできる物の販売・譲渡、リサイクルやリペア、環境教育に関する取組を実施

重点施策②　資源循環の強化

資源を循環的に利用し、最大限活用することの重要性が増しているため、行政による資源物回収の分別品目や回収頻度、回収場所等を随時見直すこと、地域コミュニティ・事業者との協働を進めることなどにより、市民にとって利便性の高い分別回収体制の構築を目指す。

また、生ごみやプラスチックのリサイクルの推進や、再生資源の積極的な活用の促進によって、質の高い資源循環システムの構築を目指す。

②－１　資源物回収拠点の拡充[★]
②－２　リユースの促進[★]
②－３　市ごみ処理施設へのストックヤードの確保[★]
②－４　店頭回収等の促進[★]
②－５　分別方法の周知啓発や指導の徹底
②－６　地域・事業所の自主的な分別・リサイクルの取組支援
②－７　再生資源（リサイクルされた資源）の活用促進
②－８　より質の高い資源循環に向けた取組の提案・情報発信

（次の生ごみやプラスチック・衣類の品目別の資源循環施策は重点施策③、④を参照）
③－２　生ごみの資源循環（リサイクル）
④－３　プラスチックの資源循環
④－５　衣類の資源循環

重点施策②　資源循環の強化

資源物回収拠点の拡充

- 大規模な拠点については、上京リサイクルステーションのように利用しやすい回収拠点（多品目回収、土日利用可、車搬入可等）の複数配置、リユースやリペアなど親和性のある併設機能を検討し、市民が排出しやすい回収体制を拡充
- 小規模拠点については、特定の品目（リチウムイオン電池内蔵製品等）を回収対象とし、市民の日常生活の動線上（商業施設・公共施設等）へ配置を推進

リユースの促進

- 民間事業者（リユース仲介事業者等）とも積極的に連携しながら、リユースの拠点となる施設を設置するなど、リユースを促進

市ごみ処理施設へのストックヤードの確保

- 幅広く資源をリユース・リサイクルできるよう、クリーンセンターの敷地にストックヤードを整備することを検討

資源物回収拠点の拡充

「資源物回収拠点の拡充に係る実証事業」

環境省と連携してアンケート調査、ポテンシャル推計を実施し、資源物回収の現状を踏まえ、大規模な資源物回収拠点の拡充の方向性（案）を整理

◆ 大規模※な資源物回収拠点に関するアンケート調査

※多品目回収、車搬入可能

項目	ウェブ	実地（環境省と連携して実施）
時期	令和8年3月	令和8年2～3月
場所	ウェブアンケート	東部・山科・西京・西部・南部まち美化事務所、上京リサイクルステーション
対象	市内在住者　1,000人 （市内の行政区、年齢構成に従うように調整）	来場者　合計1,201人
調査内容	・住所、自家用車の有無 ・資源物の排出方法 ・資源物回収拠点の利用状況 ・拠点が利用しにくい理由 ・自宅から拠点までの許容する距離 ・希望する拠点の利用可能時間 ・希望する新たな回収品目 ・希望する併設機能	・住所、来場手段 ・持参した資源物の品目 ・拠点の利用頻度 ・当該拠点を利用する理由 ・その他意見（拠点数や場所、利用可能時間、回収品目、その他）

資源物回収拠点の拡充

「資源物回収拠点の拡充に係る実証事業」

◆ アンケート調査の結果

項目	結果
① 回収・資源化する品目	■ 大型の資源物※の新規回収希望が多い。 ※プラスチック製家具、寝具（ふとん、ベットマット等）、大型家電、大型金属、木製家具
② 拠点の併設機能	■ 「リユース品の引取及び提供」の希望が多く、 ■ 「ごみ出しの相談」、「フリマアプリの受け渡し場所」にも一定の需要があった。
③ 拠点の利用可能時間	■ 「土日も利用できる」ことの希望が圧倒的に多かった。
④ 拠点の立地	■ 「家から資源物回収拠点までの距離」が、利用頻度に最も強く影響を与える。 ■ （来場者の居住地と回収拠点の距離は、2km以内が65%、5km以内では96%）
⑤ 拠点の目的別分類	■ 利用者は、①日常的に出る資源物（古紙、雑がみ等）を、日常的に排出する方と、②たまに出る資源物（小型家電、小型金属等）を、たまに排出する方 に大別される。 ■ また、広い事業面積及び駐車場が確保できる拠点のニーズも大きい。
⑥ 市民の認知	■ 資源物回収拠点を知らない人が約1/3いる。 ■ 利用頻度が少ない人の拠点を利用しない理由として「特に理由はない」が多い。 ■ 来場者から「拠点の場所・回収品目・利用方法・品目ごとの排出場所が分かりにくい」という声あり。 ■ 拠点数拡大の希望あり。

資源物回収拠点の拡充

「資源物回収拠点の拡充に係る実証事業」

◆ 大規模な拠点の拡充の方向性（案）

- ①回収・資源化する品目 ： 大型の資源物※1を回収品目に追加
- ②拠点の併設機能 ：「リユース品※2の引取及び提供」等ができる併設機能を拡充
- ③拠点の利用可能時間 ： 土日も利用できる拠点を拡充
- ④拠点の立地 ： 人口密度が高い場所や、既存の資源物回収拠点がない場所の立地などを踏まえ、拠点の配置を最適化

①②は、拡充の内容による直接的効果だけではなく、その他の資源物（18品目）の回収量増にもつなげる。

※1 プラスチック製家具、寝具（布団、ベットマット等）、大型家電、大型金属、木製家具
※2 古着類、子ども用品、生活雑貨、家具など

◆ 今後の方向性

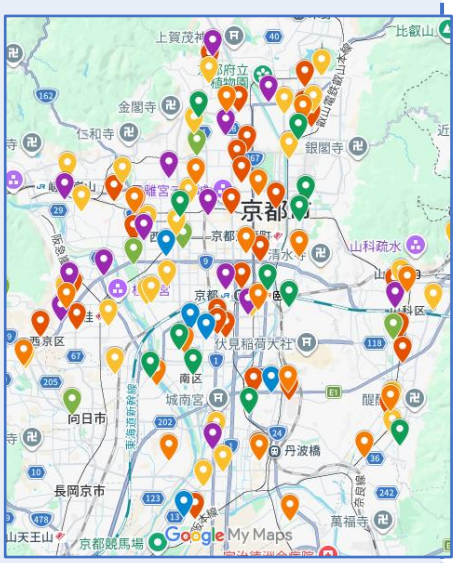
- 大型の資源物の回収や、「リユース品の引取・提供」機能の効果や課題を把握するため、環境省と連携して、令和8年11月～12月に以下の実証事業を実施
 - 大型資源物の回収 場所：南部クリーンセンター、東北部クリーンセンター
 対象品目：プラスチック製衣装ケース、羽毛布団
 - 「リユース品の引取及び提供」機能の併設 場所：上京リサイクルステーション
 対象品目：古着類、おもちゃ
- 大規模な拠点については、大型の資源物の回収や「リユース品の引取・提供」機能の併設など、**実証事業の結果も踏まえ、市民が排出しやすく、利用意向が高まる回収体制の拡充を検討**

資源物回収拠点の拡充

「リチウムイオン電池等の回収拠点の拡充」

リチウムイオン電池及びそれらを内蔵する小型電化製品の排出機会を拡大するため、土日祝又は夜間の時間帯まで回収可能な拠点として以下拠点を新設

- **京都市図書館(全20施設)**：令和8年9月14日～
- **いきいき市民活動センター(全12施設)**：令和8年9月14日～
- **商業施設**
 イオン京都洛南ショッピングセンター：令和7年7月1日～
 イオンスタイル京都五条　　：令和8年9月1日～
- **山科・西京まち美化事務所**：令和8年10月3日～(土日開放)
 上京リサイクルステーション・南部まち美化事務所と併せて、
 土日においても多品目の受入れや車での搬入が可能な
 回収拠点を**東西南北に1か所ずつ配置**



資源物回収拠点のマップ
(充電式電池、充電式電化製品)
(一社)JBRC協力店舗を含む

⇒充電式電池等を回収する市の拠点は44か所(R8.4月末)→76か所(R8.9月末)に
(一社)JBRC協力店舗を加えると100か所以上に

◆ 今後の方向性

小規模な拠点については、リチウムイオン電池内臓製品等を適切に回収するため、
市民の日常生活の動線上(商業施設・公共施設等)への更なる配置を検討

店頭回収等の促進

店頭回収等の促進

■ 「しまつのこころ条例」に基づき、幅広い業種の小売店における資源物等の店頭回収の実施を促進

「資源物店頭回収促進支援事業」

店頭回収の開始を支援するため、店頭での資源物回収を新たに実施する小売事業者に対して、「資源物回収容器の購入」や「回収に係る表示物の作成」等に必要な経費の一部を助成

- 対象事業　市内小売店舗で新たに店頭回収を実施する際の回収容器等の設置
- 助成金の額　対象経費の1／2
- 限度額　新たに回収する資源物1品目につき、5万円（最大15万円）
- 回収品目の例　古紙、雑がみ、紙パック、アルミ付き紙パック、缶、びん、ペットボトル、食品トレー、プラスチック類、充電式電池、電池（乾電池、ボタン電池）、小型家電、古着類、使用済てんぷら油 など

◆ **実績**

- 交付件数　R6：10件 → R7：13件（R6からの累計）

◆ **今後の方向性**

容器の再資源化に取り組む事業者等とも連携を図りながら、引き続き、ドラッグストアなどの小売事業者における店頭回収の実施・拡大を促進

より質の高い資源循環に向けた取組の提案・情報発信

より質の高い資源循環に向けた取組の提案・情報発信

■ 製品の適切な長期利用につながるシェアリングやリペア、資源の有効利用や新たな価値の創出につながるアップサイクルなどの取組が広がるよう、市民や事業者へ積極的に提案・情報発信

「アップサイクル・リペアに係る事例展示」

市内でアップサイクルやリペアに取り組まれる団体等と連携し、創造性やデザイン性をもつ先進的な事例を背景・ストーリーとともに紹介し、市民に魅力を実感していただく機会を創出

◆ **実績**

- 展示期間　令和8年8月3日(月)～8月31日(月)
- 展示場所　京都市役所本庁舎地下連絡通路展示スペース
- 展示作品等
 - ・「リペアカフェ」に関する実践事例等の紹介
 - ・プラおばけオブジェ
 - ・「KIMONO UPCYCLE RUNWAY」を再現した模型
 - ・廃棄衣料をアップサイクルした小物製品
 - ・繊維廃材を用いた楽器



展示の様子

◆ **今後の方向性**

あらゆる機会を捉えて、市民や事業者へ積極的に提案・情報発信

生ごみやプラスチック・衣類の資源循環施策

■生ごみの資源循環(リサイクル)

詳細はP18～21、27、28を参照

「次期CCの整備におけるコンバインド方式の導入検討」

次期CCにおけるバイオガス化施設の併設(コンバインド方式の導入)について可能性を検討

「京北地域におけるバイオガス化の取組」

R5年4月から、関係事業者と京都市が連携を図り、京北地域で生ごみを地域資源として活用する取組を実施

「事業者報告書制度(特定食品関連事業者関連)」

事業系廃棄物の排出量が相当程度多い「食品関連事業者(食品小売業、飲食業、旅館業)」に対し、事業系廃棄物の減量義務を課すとともに、毎年度「減量計画書」の提出を義務付け。自発的なごみ減量・リサイクルを促進するほか、本市職員が指導・啓発を実施

■プラスチックの資源循環

「資源循環型ライフスタイルへの転換に向けた指針策定・普及促進」

市民に対して「資源循環型ライフスタイルへの転換」に向けた消費行動の指針を策定。プラスチック類の分別基準の明確化や循環の見える化も含めて周知・啓発することで、市民の生活スタイルの変容を促し、家庭から排出されるごみの削減及び資源循環の徹底を図る。

■衣類の資源循環

「古着の選別・リユース可能性調査」

地域内における使用済衣類の循環モデルの構築を目指し、企業や学生主体の団体との連携の下、京都市が回収した使用済衣類を活用し、リユースできる物の販売・譲渡、リサイクルやリペア、環境教育に関する取組を実施

重点施策③　生ごみ（食品廃棄物）対策

燃やすごみの約4割（重量比）を占める生ごみは、ごみの焼却効率を上げる観点からも、ごみ減量、資源の有効利用の対策優先度が高い品目の一つであるため、食品ロス削減や資源循環に向けた施策を推進

③－1　食品ロスの削減

- **フードテックサービスの利用促進[★]**
- **フードバンク活動の支援・フードドライブの実施[★]**
- 市民・事業者と連携した取組の推進・支援

③－2　生ごみの資源循環（リサイクル）

- **家庭系・事業系生ごみのバイオガス化の検討・研究[★]**
- **事業系生ごみの食品リサイクル推進[★]**
- 業者収集ごみの搬入手数料の点検

食品ロスの削減

食品ロスの削減－フードテックサービスの利用促進－

■ フードテックサービスを展開する事業者と連携し、飲食店や食品小売店等のサービスの利用拡大を図るとともに、市民へも周知し、食品ロス削減に向けた事業者・市民の行動変容を促進

「フードテックアプリ「TABETE」の登録店舗の拡大」

令和7年8月にフードシェアリングアプリ「TABETE」を運営している㈱コークッキングと連携協定を締結し、市内の事業者向けキャンペーン（初期費用無料キャンペーン（10～11月））の実施によりTABETEの導入を促進



◆ **実績**

- 連携協定前後の登録店舗数　R7.7月末:36件　→　R8.7月末:51件
- R7.8～R8.3に約5,500食、約2,800Kgの食品ロス削減効果

◆ **今後の方向性**

市民に対してもアプリの利用を促し、フードテックを活用した取組の利用拡大を図る

食品ロスの削減

食品ロスの削減－フードバンク活動の支援・フードドライブの実施－

- フードバンク団体が実施する食品ロス削減に資する取組に対し、助成を行い、フードバンク活動を支援
- 市役所へのフードドライブの常設窓口の設置など、公共施設等でのフードドライブの実施をはじめ、市民や市内で働く方が食品を寄付しやすい環境づくりを事業者と連携して進め、福祉分野とも連携しながら、様々な事情で食品を必要とする方々への支援につなげる

「環境月間に合わせたフードドライブ（余剰食品の回収・寄付）実施」

「環境月間」である6月の1か月間、明治安田生命保険相互会社と連携し、市民向け及び取組賛同事業所における従業員向けフードドライブを実施



集まった食品

◆ **実績**

- 実施場所　：　各区役所・支所エコまちステーション（14か所）、市役所本庁舎、市内の取組賛同事業所38か所
- 回収量　　：点数：1,334点　重量：561.8kg
- 集まった主な食品：お菓子、飲み物、お米、缶詰、インスタント食品、調味料等

すべての食品は、明治安田生命保険相互会社に回収・運搬を担っていただき、市内でフードバンク活動をされている2団体にお渡しした。

◆ **今後の方向性**

「食品ロス削減月間」である10月に、同様の取組を実施予定

生ごみの資源循環(リサイクル)

生ごみの資源循環(リサイクル)－家庭系・事業系生ごみのバイオガス化の検討・研究－

■ 今後新設するクリーンセンターの焼却施設にバイオガス化施設を併設(コンバインド方式)すること及び発生するバイオガスを発電又はガス利用することを検討

「次期CCの整備におけるコンバインド方式の導入検討」

◆ これまでの調査・確認・考察内容

■ メーカーアンケートの結果

・バイオガス化施設の併設による効果を焼却施設単独を1として表すと以下のとおり

	焼却施設規模	売電収入	CO_2排出量	ランニングコスト
焼却施設・バイオガス化併設	0.94	1.15	0.99	1.12

・建設候補地で焼却施設とバイオガス化施設のコンバインド方式を設置可能なメーカーは1社のみであった。(敷地条件の制約のなかで必要な位置に発酵槽を配置できない、バイオガス化施設を併設した場合に収集車両動線が確保できないため)

■ 焼却施設にバイオガス化施設を併設することにより、ランニングコストは増加するものの、売電収入の増加とCO_2排出量削減に貢献が可能

■ 現時点のアンケート調査では、次期CC建設地の条件では設置可能なメーカーが限られ、競争性の確保が困難

◆ 今後の方向性

次期CCにおけるバイオガス化施設の併設(コンバインド方式の導入)について、メーカーへの詳細な設置可能性調査を実施し、競争性を確保できる場合は併設を検討

生ごみの資源循環(リサイクル)

生ごみの資源循環(リサイクル)－家庭系・事業系生ごみのバイオガス化の検討・研究－

■ 地域循環共生圏の形成に向け、生ごみのバイオガス化に伴って発生した発酵残渣の堆肥利用等により、地域振興、活性化に寄与するバイオガス化を核とした分散型の資源循環の仕組みを、京北地域における取組の成果や課題等を踏まえ、研究

「京北地域におけるバイオガス化の取組」

- (公財)京都高度技術研究所(ASTEM)及び(一社)びっくりエコ研究所が環境省から受託した事業(R4年～R5年度)により、生ごみのバイオガス化実証事業を実施
- R5年4月から、関係事業者と京都市が連携を図り、京北地域で生ごみを地域資源として活用する取組を実施

◆ **実績**

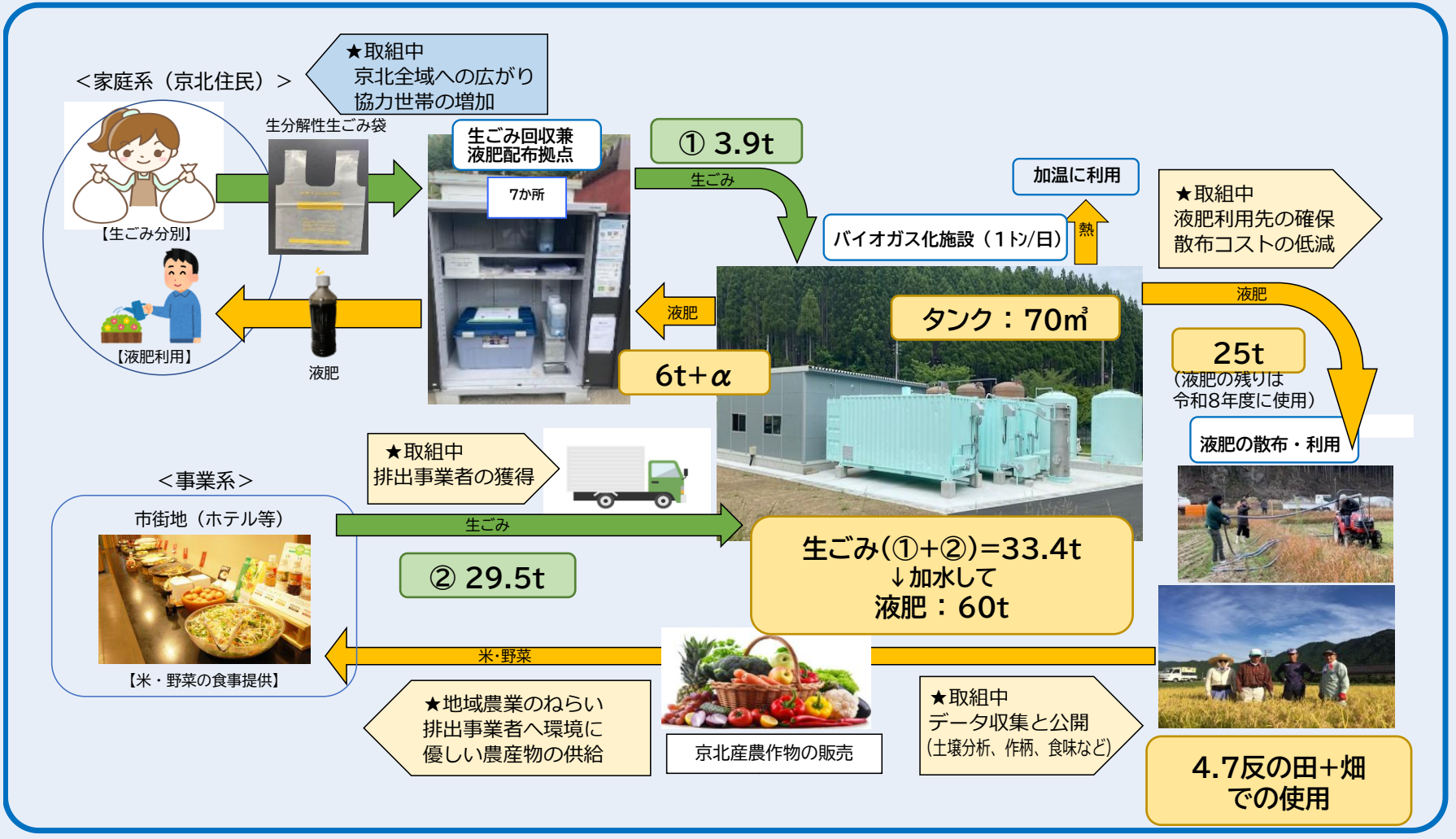
次頁のとおり

◆ **今後の方向性**

- 取組に賛同する排出事業者の獲得により、バイオガス化施設を最大限活用
- 液肥の有用性、使用方法などの信頼性を高め、農業連携できる地域内のパートナーを拡大
- **引き続き、京北の事例を進めていく中で、**解決策、技術動向、他都市事例を探り、**市内で展開可能な生ごみの資源循環の仕組みを研究**していく。

生ごみの資源循環(リサイクル)

京北地域におけるバイオガス化の取組における処理実績(令和7年度)



生ごみの資源循環(リサイクル)

生ごみの資源循環(リサイクル)－事業系生ごみの食品リサイクル推進－

- 生ごみを排出する事業者に対して、事業者向けのごみ減量・資源循環のための指針や事業者報告書制度を活用し、飼料化や堆肥化等による食品リサイクルの働きかけを行う
- 飼料や堆肥等のリサイクル製品の需給を一体的に増やしていけるよう、民間事業者と連携・協力し、リサイクルの受け皿の拡充を図る

「事業者報告書制度(特定食品関連事業者関連)」

事業系廃棄物の排出量が相当程度多い「食品関連事業者(食品小売業、飲食業、旅館業)」であって、本市内の店舗等の床面積の合計が一定規模以上の事業者に対し、事業系廃棄物の減量義務を課すとともに、毎年度「減量計画書※」の提出を義務付け。

自発的なごみ減量・リサイクルを促進するほか、本市職員が本社を指導・啓発することで事業者の意識を高め、取組を誘導するとともに、店舗等へも訪問し、分別状況等の確認・指導

※ 店舗等から発生する廃棄物の量並びに処理方法の実態及び計画を記載

◆ **実績(令和7年度)**

- 減量計画書の提出件数　91事業者・1,546事業所
- 訪問調査等箇所数　　48か所

◆ **今後の方向性**

事業者向け「ごみ減量＆資源循環のための指針・事例集」と本制度と連動させながら、食品リサイクルの働きかけを行う。

重点施策④　プラスチック・衣類対策

プラスチックと合成繊維でできた衣類は、ともに原材料に石油等が使用されており、ごみとして焼却されることにより、温室効果ガスが発生。また、プラスチックは、海洋等の自然環境への流出による海洋汚染の問題を引き起こしており、衣類は、ライフサイクル全体で温室効果ガス排出量や水消費量が大きい品目。このため、これらの環境負荷低減にも貢献する、発生抑制や資源循環に向けた施策を推進

④－１　プラスチック対策への機運醸成 ［★］

④－２　使い捨てプラスチックの削減

- **容器包装削減やリユース食器利用、素材代替の促進 ［★］**
- **レジ袋（プラスチック製買物袋）の更なる削減 ［★］**
- **ペットボトルをはじめとした使い捨て飲料容器の削減 ［★］**

④－３　プラスチックの資源循環

- **プラスチック類の分別回収の促進 ［★］**
- ペットボトルのより質の高い回収・リサイクルの推進

④－４　衣類ごみの発生抑制 ［★］

④－５　衣類の資源循環 ［★］

プラスチック対策への機運醸成、使い捨てプラスチックの削減

プラスチック対策への機運醸成

■ 市民・事業者・行政でプラスチック対策への共通認識を持てるよう、市民・事業者へ周知していくとともに、積極的に対話を促進し、使い捨てプラスチックをはじめとした多種多様な品目ごとにリデュース、リユース、リニューアブルなど、最適な手段でのプラスチック削減の具体策を検討・実施し、プラスチック対策への機運を醸成

使い捨てプラスチックの削減－容器包装削減やリユース食器利用、素材代替の促進－

■ リユース容器（マイ容器等）利用やはだか売りによる容器包装削減やリユース食器の利用、食器や容器包装のプラスチックからの素材代替（リニューアブルを含む）を支援し、使い捨てプラスチックを削減

使い捨てプラスチックの削減－レジ袋（プラスチック製買物袋）の更なる削減－

■ 有料化義務化の対象とならないレジ袋を含め、更なるレジ袋の削減に向け、小売事業者と連携した取組を実施

プラスチック対策への機運醸成、使い捨てプラスチックの削減

「小売店等におけるプラスチックごみ発生抑制モデル事業」

資源の供給不安や循環経済への移行などから、プラスチック削減の重要性が高まっている中、消費者が商品購入の際にプラスチック製容器包装の少ない商品を選択できる環境を整える。

■ **「プラスチック製容器包装の発生抑制モデル事業」の創出**

スーパーで付加されるプラスチック製容器包装の削減やレジ袋の販売廃止を図るモデル事業を創出。モデル事業の創出に当たり、スーパーが行う生鮮食品の量り売りやはだか売り、リユース容器利用などの取組を対象に、事業経費の一部を補助（補助率1/2、上限200万円）

■ **京都市小売店等プラスチック発生抑制推進懇話会（愛称：#プラゼミ）**

スーパー、市民団体、有識者、京都市等がともに、プラスチック問題と対策について理解を深め、ノウハウやアイデアを持ち寄り、モデル事例の創出・展開に取り組む。（8回開催予定）

- 第1回：令和8年8月4日　第2回：令和8年9月2日　第3回：令和8年10月2日

◆ **今後の方向性**

今年度に2～3件のモデル事業を実施予定。
モデル事業等の結果を踏まえ、小売事業者等との連携により、プラスチック製容器包装の発生抑制に向けて、消費者意識の醸成やモデル事業の水平展開を目指す。



#プラゼミの様子

使い捨てプラスチックの削減

「家庭ごみ有料指定袋をレジ袋として販売する実証実験の実施」

マイバッグがない時のレジ袋削減の新たな選択肢として指定袋を1枚単位で試験的に販売

◆ **販売概要**

- 対象の有料指定袋と価格
 家庭ごみ（燃やすごみ用）　5L袋（5円）、10L袋（10円）、20L袋（20円）
 通常の有料指定袋の価格（1枚当たり）と同額
- 販売期間
 令和8年10月1日（木）～令和9年2月28日（日）
- 対象店舗
 市内の一部のドラッグストア及びコンビニ（6事業者106店舗）

◆ **検証内容**

- 通常のレジ袋の削減効果（有料指定袋と通常のレジ袋の販売状況等）
- 市民の皆様の利便性（購入状況、意識変化、ご家庭での利用状況等）
- 取扱店の課題（販売・在庫管理の状況等）



袋イメージ（10L袋）

その他、以下の事項についても検討・実施する。
・マイバック持参率の高いスーパーを対象にレジ袋の販売廃止に向けたモデル事業を創出
・スーパーを対象に有料化義務化の対象にならないレジ袋・ポリ袋の削減（＃プラゼミで検討）

使い捨てプラスチックの削減

使い捨てプラスチックの削減－ペットボトルをはじめとした使い捨て飲料容器の削減－

■ まちなかや地域イベントへの給水機の設置を民間事業者とも連携して進め、それらの位置情報等を積極的に発信し、マイボトルの利用を促進します。また、マイボトル推奨店舗など使い捨てプラスチックの削減に取り組む事業者を推奨し、事業者の取組を支援

「給水スポットの設置拡大」

様々な施設に給水機を設置する協定を民間事業者と締結し、給水スポットの拡大に努めている。

◆ **実績**

- スポット数　R6：148か所　→　R7：151か所
- 鉄道駅にも拡大　阪急電鉄（2駅）、叡山電鉄（2駅）
- イオン㈱との連携により、イオンモール（京都桂川、KYOTO、京都五条、北大路）のフードコートでマイボトルへの給水が可能に



イオンモールのフードコートの給水機

◆ **今後の方向性**

- 日常生活を過ごす時間が長い、職場や学校、通勤・通学の動線上などへの給水機の設置を進める。
- より多くの民間事業者にも連携を呼びかけ、効果的に給水機の設置拡大を図る。

プラスチックの資源循環

プラスチックの資源循環

■ 「プラスチック類」の分別対象となるプラスチックごみの種類や汚れの度合いなどを、市民に分かりやすく丁寧に周知啓発し、分別回収を促進

<u>「資源循環型ライフスタイルへの転換に向けた指針策定・普及促進」</u>（再掲）

市民に対して「資源循環型ライフスタイルへの転換」に向けた消費行動の指針を策定

プラスチック類の分別基準の明確化や循環の見える化も含めて周知・啓発することで、市民の生活スタイルの変容※を促し、家庭から排出されるごみの削減及び資源循環の徹底を図る。

※　無駄な消費の削減、はだか売り・量り売り商品の選択、マイボトル日常利用 など





◆ **今後の方向性**

指針に定めた行動を実践いただけるよう、本市ホームページや市民しんぶんで周知を行うとともに、小売店や飲食店等にポップを設置し、普及に努める予定

衣類ごみの発生抑制・衣類の資源循環

衣類ごみの発生抑制・衣類の資源循環

- 衣類の環境負荷やサステナブルファッションについて、市民に十分に周知し機運を醸成し、衣類の適量購入を促進
- 不要になった衣類について、民間事業者とも連携して回収体制を拡充させるとともに、着ることができる衣類は、地域内でのリユースルートを新たに生み出すなど、衣類の循環を促進

「古着の選別・リユース可能性調査」

地域内における使用済衣類の循環モデルの構築を目指し、企業や学生主体の団体との連携の下、京都市が回収した使用済衣類を活用し、リユースできる物の販売・譲渡、リサイクル、環境教育に関する取組を実施



- **使用済衣類の選別調査**
 行政回収した使用済衣類の一部（4t）をリユースの可否や品目別に選別し、割合等を調査
- **リユース販路の拡大**※
 商業施設や公共施設等での販売・譲渡会（全6回）の実施
- **リサイクルによる新たな循環**※
 学生主体の団体やプロバスケットボールチームと連携し、古着をリサイクルしたグッズを企画・制作
- **環境教育・普及啓発**※
 販売・譲渡会等の機会に衣類に関する課題や対策を発信

※　環境省「令和7年度補正予算　自治体による物価高騰対策に資するリユース等支援事業」を活用

重点施策⑤　観光ごみ対策

観光需要の高まりを受け、観光地等におけるマナーやごみの散乱等の問題が発生。市民生活と観光の調和・両立の下、京都観光を持続可能なものにしていくため、京都で長年培われてきた「もったいない」、「しまつのこころ」、「門掃き」といった文化やマナーを広めながら、地域・観光関連事業者・観光客との協働による観光ごみ対策を推進

⑤－１　観光関連事業者の取組促進［★］

⑤－２　散乱ごみ対策の充実［★］

観光関連事業者の取組促進

観光関連事業者の取組促進

■ 観光関連事業者に対し、事業者向けのごみ減量・資源循環のための指針を活用し、観光客の食品ロス削減やごみの分別排出につながる情報を積極的に提供することにより、観光関連事業者による取組を促進

「事業者向け「ごみ減量＆資源循環のための指針・事例集」の活用」（再掲）

事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの一層の促進に向け、事業者の食品ロス削減やプラスチックごみ対策などについて、事業者の更なる取組を促す指針を令和8年2月に策定



◆ **実績（令和7年度）**

冊子を事業者に配布するとともに、事業者向け説明会を開催し、指針の内容や優良事例、指針と連動させた報告書制度の改正内容について周知を図った。

- 冊子配布数　：　約3,100部
- 説明会参加事業者数　：　延べ411事業所（者）

◆ **今後の方向性**

指針を活用し、各事業所の廃棄物管理者向けの研修会などの機会を捉えて内容を紹介するなど、引き続き、周知に取り組んでいく。

散乱ごみ対策の充実

散乱ごみ対策の充実

■ 観光客へのごみ出しマナーなどの周知、地域の市民等による美化活動への支援等の継続、民間事業者からの寄付によるスマートごみ箱の設置など、地域や事業者との連携による地域の実情に応じた取組を充実

「音羽山（ふだらくさん） 清水寺及び補陀洛山 六波羅蜜寺からのスマートごみ箱の寄付」

清水寺及び六波羅蜜寺から、スマートごみ箱2基を寄付いただき、「清水道」南行バス停付近に設置。設置場所は㈱京都銀行の所有地を活用させていただいている。

- 寄付物品：スマートごみ箱　2基（普通ごみ1基、資源ごみ1基）
- 設置日　：令和8年5月27日

「㈱木下カンセーからのスマートごみ箱の寄贈」

㈱木下カンセーと締結した連携協定に基づき、同社から、
スマートごみ箱2基を御寄贈いただき、伏見稲荷大社の近隣に
位置する、稲荷児童公園※に設置　※追加で資源ごみ1基を併せて設置。

- 寄贈物品：スマートごみ箱　2基（普通ごみ1基、資源ごみ1基）
- 設置日　：令和8年6月22日



スマートごみ箱のイメージ

⇒京都市におけるスマートごみ箱の設置数は18か所37基に

⇒街頭ごみ容器の近辺の店舗等に、容器周辺の清掃やごみ袋の交換等の協力を依頼

その他、散乱ごみ対策に取り組む団体等への支援、観光庁補助金を活用した公共のトイレにおける置き去りごみ対策（実地調査・清掃）を実施。

重点施策⑥　適正処理の確保のためのごみ処理体制の維持・更新

人口減少・長寿社会の進展・担い手不足への対応、リチウムイオン電池等に起因する火災事故等のリスクや頻発する大規模災害への備えが求められるなか、将来にわたって、災害時も含めた適正処理を確保できる持続可能なごみ処理体制を確立し、維持

⑥－１　リチウムイオン電池対策[★]

⑥－２　長寿社会の進展への対応[★]

⑥－３　適切な直営・民間連携によるごみ処理体制の維持・更新

⑥－４　災害廃棄物処理体制の強靭化

リチウムイオン電池対策

リチウムイオン電池対策

- 収集運搬車両やごみ処理施設での火災事故の原因となるリチウムイオン電池及び内蔵製品（モバイルバッテリー、電子タバコなど）について、市民の日常生活の動線上（商業施設・公共施設等）に当該製品に特化した回収拠点の配置を拡充させるとともに、適切に分別排出していただけるよう、周知啓発を徹底
- 誤排出によるごみ処理プロセスでの火災リスクが非常に高いため、ごみ処理施設の消火設備増強の継続、諸課題を考慮した安全対策と分別回収できる枠組みを検討

「リチウムイオン電池等の回収拠点の拡充」（再掲）

リチウムイオン電池使用製品の排出機会を拡大するため、土日祝及び夜間の時間帯まで回収可能な拠点として以下拠点を新設

- **図書館（全20か所）**：令和8年9月14日～
- **いきいき市民活動センター（全12か所）**：令和8年9月14日～
- **イオン**：令和7年7月1日～、令和8年9月1日～
- **山科・西京まち美化事務所**：令和8年10月3日～（土日開放）



資源物回収拠点のマップ
（充電式電池、充電式電化製品）
（一社）JBRC協力店舗を含む

◆ **今後の方向性**

小規模な拠点については、リチウムイオン電池内臓製品等を適切に回収するため、**市民の日常生活の動線上（商業施設・公共施設等）への更なる配置を検討**

リチウムイオン電池対策

「啓発の強化」

リチウムイオン電池使用製品の購入から廃棄までの適正な取扱いについて、**消防局と連携**し、市民しんぶんやチラシ等を活用した啓発に加えて、**デジタル広告配信**や**地下鉄広告**等も活用し、**若年層をはじめとした幅広い世代に向けた更なる周知啓発**を行う（令和8年10月～令和9年3月）。





デジタル広告で配信している
啓発動画

◆ 実績

- 映画館広告「シネアド」を活用した、リチウムイオン電池の適切な排出方法の啓発動画の上映
 【動員数】R6:16,795名→R7:57,347名
- 京都市情報館（ホームページ）に新たに以下のページを設置
 - リチウムイオン電池の購入から廃棄、発火時の消火に係る注意点をまとめたページ
 - 充電式電池・充電式電化製品に特化した資源物回収拠点（JBRC回収協力店舗含む）のマップを新たに作成

◆ 今後の方向性

リチウムイオン電池に係る危険性、適切な分別排出方法、市及び民間の回収拠点について、市民に対する更なる周知啓発を徹底

リチウムイオン電池対策

「クリーンセンターへの混入防止対策」

これまで、電化製品については、大型ごみとして収集したもの及び持込ごみとして排出されたもののうち、市民の申告等に基づき、リチウムイオン電池が含まれているものは外部で再資源化処理、それ以外はクリーンセンターにおいて破砕・焼却処理を行っていた。
当該運用では、リチウムイオン電池の混入を完全に防ぐことができないため、クリーンセンターで破砕・焼却処理している電化製品について、全て再資源化処理を行っている。



クリーンセンターに持ち込まれた電化製品

※テレビのパネルガラスは鉛など重金属が含有されている。

長寿社会の進展への対応

長寿社会の進展への対応

- 地域コミュニティや介護支援などの福祉施策等とも連携し、ごみ収集福祉サービスの拡充など、高齢者のごみ出しや分別の支援を充実
- 今後増加が見込まれる紙おむつについては、リサイクル技術の進展や民間リサイクル施設の整備状況を注視。高齢者のごみ出しや分別の支援を充実

「ごみ出しが困難な高齢者等への支援の拡充に向けた社会実験」

家庭ごみの安全かつ効率的な収集のため、定点収集（定点：地域で決めていただいたごみ集積場所）を原則としており、現状のまごころ収集の要件に当てはまらないものの、ごみ出しの支援を必要とされている高齢世帯等への更なるごみ出し支援を行うため、今年度、利用を希望される世帯数や運用上の課題を把握するための社会実験を実施。社会実験結果を踏まえ、令和9年10月からの全市展開を想定。

- 対象者　・介護保険サービスまたは障害福祉サービスを利用されている方
 ・世帯全員が65歳以上の方、障害をお持ちの方等で構成されており、ごみ出しに支援が必要な方（これまでと同様）
- 回収品目　現行の燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、雑がみに加え、小型家電 、古着 、電池類（リチウムイオン電池を含む）
- 社会実験期間　令和8年10月1日～令和9年3月31日
 （期間終了後、全市展開までの間も社会実験の利用者には継続してサービスを提供予定）
- 収集サービスの提供期間　令和8年10月1日～令和9年9月末

災害廃棄物処理体制の強靭化

災害廃棄物処理体制の強靭化

- 平時から使用済み退蔵品の排出等の周知啓発、図上演習や他市町村への災害支援を通じた経験の蓄積、被災家屋の解体・収集運搬・処分等に係る民間団体等との連携強化による災害への備えを進める。
- 発災時に対応できる人員や機材、仮置場候補地の確保に向けた調査や調整を進める。

「協定先との協議」

「災害発生時における応急対策活動に関する協定」を締結している（公社）京都府産業資源循環協会と、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分に係る受託可能な業務内容について、詳細を決めるための協議を実施（令和6年3月から4回実施）。令和7年度以降、一次仮置場の管理運営に関する意見交換や初動対応内容についても協議。引き続き、連携強化を図る。

「災害廃棄物処理に関する研修の実施」

環境省近畿環境局出席のもと、環境政策局の担当者向けの災害廃棄物処理の対応に関する研修を毎年度実施。過去の災害派遣の経験についても共有。今後、図上演習の実施を検討

「マニュアル等の見直し」

公園・広場等の公共スペースを住民用仮置場候補地としてあらかじめリストアップ。関係課と収集体制や住民用仮置場設置の考え方について協議を行うとともに、設置に関する手順等の詳細内容の確認や見直しを進める。